

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等(要旨)

平成18年 1月20日 環境省告示第20号

第2条 (飼養施設の管理)

- 定期的に清掃及び消毒を行うとともに清潔を保つ。
- 1日1回以上巡回を行い、保守点検を行う。
- 清掃、消毒及び保守点検の台帳を作成し5年間保管する。
- 動物の鳴き声、臭気等により周辺の生活環境を損なわないよう措置を講じ、管理する。
- 臭気の拡散又は動物の毛等による環境を損わないための設備を備える。
- ねずみ、はえ等の侵入の防止又は駆除を行うための設備を備える。
- 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じる。

第3条 (設備の構造及び規模)

- ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有する。
- ケージ等は、突起物、穴等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とする。
- ケージ等の床、内壁、天井及び附属設備は、衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とする。

第4条 (設備の管理)

- ケージ等に、給餌(じ)及び給水のための器具を備える。
- ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、休息等ができる設備を備える。
- ケージ等の清掃を1日1回以上行い、汚物等を適切に処理する。
- ケージ等には、ふん尿の受皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じる。
- ケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

第5条 (動物の管理)

1. 動物の飼養又は保管方法
 - 飼養する動物の種類及び数は、飼養施設の構造、規模並びに職員数に見合ったものとする。
 - ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。
 - 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、過度な動物間の闘争等が発生することを避ける。
 - 幼齢な犬、ねこ等の社会化を必要とする動物については、社会化を育成するために、適切な期間、親や兄妹等とともに飼養する。

な期間、親や兄妹等とともに飼養する。

- 動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、顧客の動物を個々に収容する。
- 動物の生理、生態、習性等に適した環境管理や騒音防止の措置を行う。
- 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、適切なエサ、量、回数等により給餌給水を行う。
- 運動が困難なケージ等において動物の飼養する場合には、動物のストレスを軽減するために、運動の時間を設ける。
- 長時間連続して展示を行う場合には、ストレスを軽減するため、展示を行わない時間を設ける。
- 1日1回以上巡回を行い、状態を確認し、記録した台帳を5年間保管する。
- 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理する。
- 動物の鳴き声、臭気、毛や、ねずみ等により、周辺の生活環境を損なわないようにする。

2. 疾病等に係る措置

- 新たな動物を導入する際は、健康であることを確認する。
- 疾病及び傷害の予防、寄生虫予防又は駆除等日常的な健康管理を行う。
- ワクチン接種を行う。
- 疾病又は傷害が発生した場合には、速やかに処置を行うとともに、獣医師による診療を受けさせる。
- ねずみやハエ等の発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

3. 繁殖について

- 遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢や高齢の動物等を繁殖に用いない。
- みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、繁殖の回数を適切なものとする。
- 繁殖の実施状況について記録した台帳を調製、5年間保管する。

4. 顧客等との接触、譲渡、引き渡しについて

- 顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与える。
- 健康保持のため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じる。

5. その他の動物管理について

- 動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は譲渡等によって生存の機会を与えるよう努める。
- 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法による。

第6条 (その他の遵守すべき基準)

1. 動物取扱業の実施に係る広告について

- 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期限並びに動物取扱責任者の氏名を掲載する。
- 事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とする。

2. 動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにする。また、各動物に、以下の情報を顧客から見やすい位置に表示する。

- ・品種等の名称
- ・性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報
- ・性別
- ・生年月日
- ・生産地等
- ・所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合)

3. 動物取扱責任者は、動物取扱責任者研修を受講し、そこで得た知識を他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じる。

4. 動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保管する。

5. 動物の仕入れ、販売等動物の取引を行うに当たっては、その相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては動物の取引を行わない。